

## 鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込み等の影響により、産業の安定に支障が生じているなかで、事業を継続する事業者に対して鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業の継続に向けた支援を行うことを目的とする。

### (支援金の給付対象者)

第2条 支援金の給付を受けることができる者は、申請の日において、次の各号の全てに該当する事業者とする。

- (1) 申請日から遡り過去1年以上継続して町内において事業を営む者
- (2) 前号の事業を営むに当たり、必要な許認可を受けている者
- (3) 鹿部町産業チャレンジ支援事業補助金交付要綱（平成30年要綱第16号）第4条第1項第3号の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に関する支援の支援対象者ではない者

### (支援金の額)

第3条 支援金は、1給付対象者あたり5万円とする。

### (申請等)

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記事項証明書及び定款の複写（法人の場合）
- (2) 個人事業の開業・廃業等届出書又は町内において開業していることが確認できる資料の複写（個人事業主の場合）
- (3) 令和元年分及び平成30年分の確定申告書の複写
- (4) 事業を営むにあたり、必要な許認可を受けていることを証明する資料の複写
- (5) 令和元年及び令和2年の各月の売上高を示す資料
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 支援金の申請は、1事業者につき1回を限度とする。

3 支援金の申請受付期間は、この要綱の公布の日の翌日から令和3年1月29日までとする。

(給付の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類審査により、支援金の給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の申請に係る審査に当たり、必要に応じ、検査又は報告を求めることができる。

3 町長は、支援金を給付することと決定したときは鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付決定通知書(様式第2号)により、支援金を給付しないことと決定したときは鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金不給付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第6条 町長は、前条第3項に規定する鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付決定通知書(様式第2号)による通知を受けた者(以下「給付決定者」という。)に対し支援金を給付する。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 町長は、給付決定者が虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、支援金の給付の決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の給付の決定を取り消したときは、当該事業者に対して鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付決定取消通知書(様式第4号)により通知するとともに支援金の返還を命じるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付申請書

令和 年 月 日

鹿部町長 様

申請者

住 所 :

事業所名 :

印

代 表 者 :

連 絡 先 :

次の誓約事項に誓約の上、支援金を申請します。

|                     |  |          |                    |          |   |  |  |  |  |  |
|---------------------|--|----------|--------------------|----------|---|--|--|--|--|--|
| 誓約事項                | 1 鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付要綱第2条に規定する給付対象者であること<br>【給付対象者の要件】<br>(1) 申請日から遡り過去1年以上継続して町内において事業を営む者<br>(2) 前号の事業を営むに当たり、必要な許認可を受けている者<br>(3) 鹿部町産業チャレンジ支援事業補助金交付要綱（平成30年要綱第16号）第4条第1項第3号の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に関する支援の支援対象者ではない者<br>2 給付金の申請、給付の決定、給付の取消し及び支援金の返還等、鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付要綱に従うこと |          |                    |          |   |  |  |  |  |  |
|                     | 申請額  | 金50,000円 |                    |          |   |  |  |  |  |  |
| 支援金申請               | 振込先  | 金融機関名    | 信用金庫<br>銀行<br>協同組合 | 口座<br>番号 |   |  |  |  |  |  |
|                     |  | 本・支店名    | 本店<br>支店           | 種別       | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |  |  |  |  |  |
|                     | フリガナ   | 口座名義     |                    |          |   |  |  |  |  |  |
| (必ず申請者名義の口座を指定すること) |  |          |                    |          |   |  |  |  |  |  |

(添付書類) 各1通

- 1 法人登記事項証明書及び定款の複写（法人の場合）
- 2 個人事業の開業・廃業等届出書又は町内において開業していることが確認できる資料の複写（個人事業主の場合）
- 3 令和元年分及び平成30年分の確定申告書の複写
- 4 事業を営むにあたり、必要な許認可を受けていることを証明する資料の複写
- 5 令和元年及び令和2年の各月の売上高を示す資料
- 6 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付決定通知書

年 月 日

申請者 住 所  
事業所名  
代表者氏名

鹿部町長



先に申請のありました上記の支援金について、次のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

支援金の額は、次のとおりとする。

|      |  |
|------|--|
| 支援金額 |  |
|------|--|

備考

- ・虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、当該支援金の給付を取り消し、申請者は支援金を返還することとなります。
- ・支援金の給付を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはなりません。

様式第3号（第5条関係）

鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金不給付決定通知書

年 月 日

申請者 住 所  
事業所名  
代表者氏名

鹿部町長



先に申請のありました上記の支援金について、次の理由により給付しないことを決定しましたので通知します。

|     |  |
|-----|--|
| 理 由 |  |
|-----|--|

様式第4号（第7条関係）

鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付決定取消通知書

年 月 日

申請者 住 所  
事業所名  
代表者氏名

鹿部町長



年 月 日付けで給付の決定をした、上記の支援金について、下記のとおり給付の決定を取り消したので、返還されるよう通知します。

|        |  |
|--------|--|
| 取消しの理由 |  |
| 給付済額   |  |
| 返還金額   |  |
| 返還期日   |  |